

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26事業年度財務諸表の 公告掲載	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.5	東京官書普及㈱ 東京都千代田区神田錦町1-2	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 官報への掲載料金は統一料金であり、価格競争が存在しないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,040,445	—	0	—	—	—	
リオマルチサポート・ハウスの スタッフ宿泊施設の手配契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.21	公益財団法人日本オリンピック委員会 東京都渋谷区神南1-1-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 必要な条件を満たす物件を契約相手方が借り上げており、その一部をスタッフの宿泊施設として利用するものであるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	66,330,084	—	0	公財	国所管	1	
リオパラマルチサポート・ハウスサポートスタッフ用宿泊施設の手配に関する業務委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.26	株式会社JTBコーポレートセールス 東京都新宿区西新宿2-1-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 必要な条件を満たす物件の所有者が、ブラジルに現地法人を有する法人を介さずに直接契約、連絡や交渉等を行うことを認めていないため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	20,827,556	—	0	—	—	—	
スポーツ振興投票事業における 広報・広告宣伝業務 (広告宣伝 2015年11月施策)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.27	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	858,500,000	—	0	—	—	—	
スポーツ振興投票事業における 広報・広告宣伝業務 (2015年toto通年化施策)	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.27	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	65,000,000	—	0	—	—	—	
戦略的二国間スポーツ国際 貢献事業（スポーツ・ フォー・トゥモロー）「学 校体育カリキュラムの国際 展開（体育教科支援）」	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H27.10.30	特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールド 岡山県岡山市北区西辛川 895-7	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 企画競争で選定された者との契約であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	9,980,812	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。